

■小城市店舗休業支援金 申請の手引き

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、佐賀県の要請を受けて休業したり時間短縮営業を行ったりした事業者を支援します。

Ⅰ 店舗Ⅰ 支援事業につき 5 万円

■要件

小城市に店舗等がある店舗がある事業者で①または②に該当するもの

① 佐賀県の A、B の支援金を受給した事業者など

(それぞれ要件が異なります。)

A：佐賀型店舗休業支援金（4 月 22 日から 5 月 6 日）

B：佐賀型店舗休業支援金（5 月 7 日から 5 月 20 日）

② 次のア、イのいずれも満たす食事提供施設（**小城市の要件**）

ア. 通常の営業時間が 5 時～20 時の間である飲食店、料理店、喫茶店等の食事提供施設（テイクアウト・デリバリーは 20 時を超えても可）

イ. 原則として、**令和 2 年 4 月 22 日から令和 2 年 5 月 6 日まで**の全ての期間、休業または営業時間短縮を行った食事提供施設

※暴力団などに関与していないことが必須要件です。

※市税完納の条件を削除しました。

ランチ営業のみのお店だと A には該当しないけど②に該当するから小城市の 5 万円はもらえるのか～。



	佐賀県	小城市	合計
A に該当	○（15 万円）	○（5 万円）	20 万円
B に該当	○（15 万円）	○（5 万円）	20 万円
② に該当	×	○（5 万円）	5 万円

■申請期間

令和 2 年 5 月 11 日（月曜日）から 7 月 31 日（金曜日）まで

■申請書及び添付書類

揃っているかチェックしましょう

- ☐ 1. 様式第 1 号 小城市店舗休業支援金交付申請書
- ☐ 2. 佐賀型店舗休業支援金事業の決定通知の写し
- ☐ 3. 2. の写しがない場合は、①休業又は営業時間短縮の状況がわかる書類、②緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類
- ☐ 4. 振込先の通帳の写し（通帳の表と 1 ページ目（銀行名・支店名・フリガナが記載されたページ）

■ 申請方法

ア. 郵送する場合

〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312-2（東館 1 階） 小城市役所商工観光課

イ. 持参する場合

上記まで持参してください。

【注意事項】

- F A X は文字が読めなくなる場合があるので使用しないでください。
- 現在、市の窓口はたいへん混雑しており、「3 密」になる危険があります！

コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力よろしくお願いします。

Q & A

◇ 佐賀型店舗休業支援金事業の決定通知を受けた方

Q. 佐賀型店舗休業支援金事業の決定を受けたが、決定通知のほかに必要な書類は何ですか。

A. 振込先の通帳の写しは必ず必要です。
(通帳の表と 1 ページ目 (銀行名・支店名・フリガナが記載されたページ))。

Q. なぜ通帳のコピーが必要なのですか。申請書に記入するだけではダメなのですか。

A. 記入に間違いがあると振り込みがかなり遅れてしまいます。迅速に振り込むための確認資料になりますので提出をお願いします。

◇ **重複受給**してもいい？

Q. A の「佐賀型店舗休業支援金」とその後期限が延長された B「佐賀型店舗休業支援金 (5 月 7 日の改定分) で合わせて 30 万円受給しました。小城市でも 2 つ合わせて 10 万円もらえますか？

A. もらえます。佐賀県からの「交付決定通知」など、申請して交付されることが決定したことが分かる書類等があれば、小城市にも 5 万円×2=10 万円を申請できます。

◇ 県の支援金には該当しなくても小城市ではもらえる？

Q. 通常の営業時間が 10:00~20:00 で、対象期間中は **17:00 までで営業を終了し、その後は 22 時までテイクアウト**を実施しました。それでも該当しますか？

A. 該当します。
通常の営業時間が 10:00~20:00 の店舗等は佐賀県の要件には該当しませんが、小城市では営業時間を短縮、または休業すれば該当します。またテイクアウトやデリバリーは 20 時を超えても“営業時間”とはみなしませんので申請できます。

Q. デリバリーをやっています。「営業時間」をどうとらえればいいのでしょうか。

A. 営業時間は「お店などにお客さんを入れて、その場 (店舗の外を含む) で飲食を行うこと」とします。テイクアウト・デリバリーは店舗への入店がないものと思われるので“営業時間外”とし、小城市の支援金の対象とします。

<お問い合わせ> 小城市役所商工観光課 T E L : 0952-37-6129

メール : shoukougankou@city.ogi.lg.jp